

平成30年度・第2期募集

CB^等 コミュニティビジネス

浜松市中山間地域 コミュニティビジネス等 起業資金貸与事業

浜松市では、中山間地域に移住・定住して、コミュニティビジネス等を始めようとする方に対し、最大100万円の起業資金を貸与しています。

移住及び起業を容易にし、中山間地域の振興を図ることを目的とした制度です。この貸付金は、定住し、一定期間事業を継続すると返済が免除になります。

コミュニティビジネス等とは

中山間地域に移住し、地域の担い手として、地域課題の解決を、地域資源を活かしながら「ビジネス」の手法で解決するものです。

次に掲げる事業で、収益が生じるものが対象となります。

- ① 対象地域の課題を解決する事業
- ② 対象地域の住民の生活環境の向上を図る事業
- ③ 地域資源を活用して、対象地域の振興を図る事業

例えば、宅配、移動販売、配食サービス、過疎運送、地域の特産品を使ったレストラン、特産品の商品化、婚活など、地域のためになる事業、地域に不足している事業が対象となります。



〈過去の貸与実績例〉

- 地元産具竹を活用した竹藪製造&交流スペース
- オープンCafe&リレーションスマーケット
- 耕作放棄地を活用した有機農業&宅配サービス
- 地元食材を活用した飲食店&地域情報発信
- 地域のことを考え行動する人への支援サービス



申請締切 平成31年1月31日(木) 必着

お問い合わせ先・提出先

浜松市役所 市民部 市民協働・地域政策課

〒430-8652 浜松市中区元城町103-2

電話 053-457-2243

Mail shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp



裏面もご覧ください

【制度の概要】

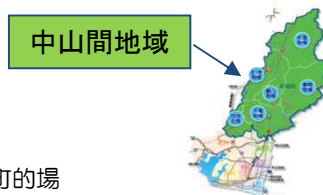
■ 対象地域

浜松市の中山間地域

- ①天竜区全域※1 ②北区引佐町の一部※2

※1 … 都市計画区域を除く

※2 … 引佐町伊平、引佐町川名、引佐町渋川、引佐町四方浄、引佐町田沢、引佐町兎荷、引佐町西久留女木、引佐町西黒田、引佐町東久留女木、引佐町東黒田、引佐町別所、引佐町的場



■ 対象者

- 対象地域外から対象地域に移住しようとする者、若しくは移住して3年未満の者で、専らコミュニティビジネス等を行おうとする者

※個人事業主として起業する者に限る

■ 対象経費

初期投資費用のうち、以下の費用に100万円を上限とし貸与します。

対象経費	投資的経費	内外装工事費、設備設置費、機械等設置費
	設備・機器・計器・什器類費用	車両等購入費、備品・機材等購入費・什器類購入費、IT機器購入費、電話・通信回線等の開設費用、給排水衛生設備の使用に係る費用
	事務的費用	営業許可取得に係る費用、開業に係る各種届出等の費用
	運転資金	地代家賃・礼金、車両・機器等のリース料、器具購入費

■ 返還の規定

- 貸与を受けた日の翌日から起算して3年を経過したとき
- 貸与決定取消の規定に該当して、貸与の決定の全部又は一部が取り消されたとき（対象外に転出、90日以上休業、事業の廃止等）

■ 返還の免除

次のいずれかに該当する場合、返還債務を免除します。

- 貸与を受けた日の翌日から起算して3年を超える日まで継続して、対象地域に居住し事業を実施したとき
- 貸与を受けた日の翌日から起算して3年を超える日までに、業務に起因する死亡、又は業務に起因する心身の故障のため廃業したとき

■ スケジュールの目安

H30年 12月 H31年 1月31日

3月上旬

3月下旬～4月

